

調査報告書

令和7年（2025年）10月31日

熊本県立大津高等学校
校長 浦本 清隆 殿

大津高等学校いじめ調査委員会

委員長 原村 憲司
委員 飯田 喜親
委員 松永 美弥
委員 青木加奈子

いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき設置された学校いじめ調査委員会である「大津高等学校いじめ調査委員会」において調査をした結果について報告いたします。

報告書の内容をご確認いただき、当該事案への適切な対応及び今後の改善等についてご検討ください。

目 次

第1	調査委員会について	3
1	調査委員会の概要	3
2	調査委員会が設置された経緯	3
3	調査委員会について	3
4	委員会・調査等の経過の概要	4
5	調査の概要	5
第2	調査により明らかとなった事実	6
1	サッカー部入部のころまで	6
2	大津高校及びサッカー部について	7
3	サッカー部における「いじり」	8
4	オリンピックセンターでの出来事	10
5	その後の状況	12
6	大津高校の対応	13
7	大津高校の取り組み	14
第3	調査結果	15
1	認定したいじめ行為	15
2	重大事態該当性	16
3	「いじり」について	16
4	大津高校の本件への対応	17
第4	提言	18
1	大津高校及びサッカー部の特色を踏まえた対応をすること	18
2	生徒の特性を意識した対応をとること	19
3	いじめの情報を早期に獲得できる体制を構築すること	19
4	生徒に対するいじめ予防教育を強化すること	20
5	サッカー部の状況について事前に十分な情報を提供すること	20
6	対応を継続し定期的に検証すること	21
7	教育委員会に対して	21

第1 調査委員会について

1 調査委員会の概要

当調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき設置された学校いじめ調査委員会である。

2 調査委員会が設置された経緯

- ・被害生徒は、令和3年（2021年）4月に熊本県立大津高等学校（以下「大津高校」という。）に入学し、同校男子サッカー部（以下「サッカー部」という。）に入部した。
- ・サッカー部は、令和3年12月28日から令和4年（2022年）1月10日までの日程で実施された全国高等学校サッカー選手権大会に出場した。その際、サッカー部の部員で構成された応援団が、令和3年12月28日大津高校を出発し、千葉県内及び東京都内に宿泊して応援し、令和4年1月11日大津高校に帰着した。
- ・令和5年（2023年）7月下旬、被害生徒から学級担任（以下「担任」という。）に対し、「令和4年1月、応援先の宿泊所で、被害生徒が他の同級生の部屋に呼び出され、先輩にあだ名を付けたことを疑われ、先輩に対する謝罪を強要された。加えて服を脱ぐように言われ、全裸で土下座を行う出来事があった。さらに写真でもその様子を撮影された。」旨の相談があった。
- ・相談を受けた大津高校は、事実関係を把握するための調査を実施した。
- ・令和5年9月初旬、被害生徒の保護者から熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、本件事案に関する相談が寄せられ、教育委員会は本件事案を把握した。
- ・調査の結果、大津高校は、被害生徒の証言と周囲の証言が概ね合致しているため、被害生徒が先輩からの要求により、全裸で土下座をした事実及びその状況を撮影された事実が認められると判断した。
- ・また、大津高校は、被害生徒がそれらの行為により、心身の苦痛を感じたと考えられるため、いじめの重大事態であると判断した。
- ・大津高校から教育委員会に対し、令和5年9月29日付けをもっていじめ防止対策推進法第28条の重大事態の発生報告がされた。
- ・その後、当調査委員会（「大津高等学校いじめ調査委員会」）が設置されるに至った。

3 調査委員会について

(1) 調査委員会の役割

当調査委員会の役割は、いじめ防止対策推進法第28条に規定されている重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行うことである。

当調査委員会の行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図ることを目的とするものである。当調査委員会が行う調査には法的な強制力を伴う権限はなく、任意の協力が得られる範囲での調査にとどまるものである。そのため、調査には限界があり、本調査報告書の内容は、このような調査を前提とするものであることに留意していただきたい。

(2) 調査委員会の構成

原村 憲司 (熊本県弁護士会 弁護士) 【委員長】
 飯田 喜親 (熊本県弁護士会 弁護士)
 松永 美弥 (熊本県社会福祉士会 社会福祉士)
 青木加奈子 (学校いじめ防止対策組織 公認心理師)

4 委員会・調査等の経過の概要

(1) 委員会の経過

	日程	時間
第1回	令和6年1月11日(木)	17:30～
第2回	令和6年2月20日(火)	17:30～
第3回	令和6年4月16日(火)	17:30～
第4回	令和6年7月24日(水)	18:00～
第5回	令和6年8月26日(月)	10:00～
第6回	令和6年10月9日(水)	17:30～
第7回	令和6年10月28日(月)	17:30～
第8回	令和6年11月18日(月)	17:30～
第9回	令和6年12月3日(火)	17:30～
第10回	令和6年12月26日(木)	17:30～
第11回	令和7年1月15日(水)	17:30～
第12回	令和7年1月30日(木)	17:30～
第13回	令和7年2月17日(月)	17:30～
第14回	令和7年3月6日(木)	17:30～
第15回	令和7年3月25日(火)	17:30～
第16回	令和7年4月17日(木)	17:30～
第17回	令和7年5月13日(火)	17:30～
第18回	令和7年5月31日(土)	9:30～
第19回	令和7年6月16日(月)	17:30～
第20回	令和7年6月28日(土)	9:30～

第21回	令和7年7月9日(水)	13:00～
第22回	令和7年7月24日(木)	13:30～
第23回	令和7年7月31日(木)	17:30～
第24回	令和7年8月19日(火)	13:00～
第25回	令和7年8月22日(金)	10:00～
第26回	令和7年8月25日(月)	17:30～
第27回	令和7年9月22日(月)	17:30～
第28回	令和7年10月8日(水)	13:30～

※委員会については、委員4人がすべて出席した。

第24回は委員全員がオンラインで、第26回は一部の委員がオンラインで出席した。

(2) 聴き取り調査の経過

	日程	時間
第1回	令和6年3月5日(火)	17:00～
第2回	令和6年3月14日(木)	17:30～
第3回	令和6年5月8日(水)	17:30～
第4回	令和6年5月15日(水)	17:30～
第5回	令和6年5月22日(水)	17:30～
第6回	令和6年5月29日(水)	17:30～
第7回	令和6年6月5日(水)	17:30～
第8回	令和6年6月12日(水)	17:30～
第9回	令和6年7月10日(水)	17:30～
第10回	令和6年7月29日(月)	13:00～
第11回	令和6年8月7日(水)	17:30～
第12回	令和6年8月9日(金)	13:30～
第13回	令和6年8月19日(月)	17:30～
第14回	令和6年9月4日(水)	17:30～
第15回	令和6年9月20日(金)	17:30～
第16回	令和6年9月30日(月)	17:30～
第17回	令和6年11月11日(月)	17:30～

※聴き取り調査については、第1、2、15、16、17回は委員4人で、第3～14回は委員2人で聴き取りを行った。

5 調査の概要

(1) 被害生徒、保護者からの聴き取り調査

被害生徒及び保護者から聴き取り調査を行った。

(2) 生徒、関係すると考えられる教員からの聴き取り

生徒については、本件事案に関係すると思われる生徒やその場にいたと思われる生徒7人に対面又はオンラインで聴き取り調査を行った。

教員については、被害生徒が訴えた内容をもとに、当時のサッカー部の関係職員、応援団の引率職員及び被害生徒と関係していた大津高校の職員（調査時に転勤等により大津高校に勤務していない者も含む。）並びに調査時の校長及び教頭に聴き取り調査を行った。（人数11人。）

(3) 現地調査

サッカー部の練習の状況を把握するため、2人の委員によって現地調査を行った。

調査日時：令和7年（2025年）3月18日（火）17：30～

調査場所：大津町運動公園（スポーツの森・大津）多目的広場（人工芝サッカーコート）及び大津高校第1グラウンド

(4) 関係資料の収集

大津高校が収集、保管している資料の提供を受けた。

第2 調査により明らかとなった事実

1 サッカー部入部のころまで

(1) 被害生徒は、小学4年生の時に在籍する小学校のサッカー部に入り、本格的にサッカーを始めた。中学生の時も、在籍する中学校のサッカー部に所属し、サッカーを続けた。中学生の時は、中学2～3年生が数十人参加する地域のトレセンにも参加していた。

(2) 被害生徒は、小学4年生の時に本格的にサッカーを始めた当初から、将来大津高校に進学し、大津高校のサッカー部に入りたいとの希望を持っていた。被害生徒が在籍した小学校に大津高校サッカー部の総監督が講演に来たことがあったが、被害生徒は、その総監督の話を聞き、あらためて大津高校に進学してサッカー部に入りたいとの気持ちを強くした。

(3) 被害生徒は、令和3年3月に実施された入学試験を受験し、大津高校の普通科に合格した。

同月下旬、合格者説明会が開かれ、被害生徒は保護者とともに出席した。

この合格者説明会において、サッカー部は、参加者から入部の希望や寮への入居の希望などを聴き取り、入寮希望者に対しては、別途説明会を開いた（以下、このサッカー部が開いた説明会を「部説明会」という。）。部説明会では、寮は普通科スポーツコースの生徒や熊本県外の出身者が優先されるとの説明があり、寮に入れない者に対しては、サッカー部員が入居している下宿が紹介された。

被害生徒とその保護者は、自宅から公共交通機関を利用して通学すると、

サッカー部の朝練習に間に合わないことから、寮に入るなどして大津高校の近くに住むことを考えていたが、部説明会まで、寮や下宿など、サッカー部に入部した後の生活についての情報を持ち合わせていなかった。このため、入寮希望者が多数いても抽選などで入寮者が決まり、被害生徒にも寮に入る可能性があると考えていたが、部説明会の際に、寮に入れないことが分かった。

大津高校の寮は、定員44人で、その入寮には普通科スポーツコースの生徒や県外出身者が優先されていた。このような情報や、自身が寮に入れるかどうか（入れそうかどうか）といった情報は、自主的に問い合わせをした者以外には届いていなかった。

- (4) 被害生徒は、寮に入れないことを知り、下宿の利用も検討したが、費用のことを考えて下宿を断念し、アパートを借りて一人暮らしすることを選択した。

2 大津高校及びサッカー部について

- (1) 大津高校には、普通科（募集定員240人）、理数科（同40人）、普通科スポーツコース（同20人）及び普通科美術コース（同20人）があり、募集定員は合計320人である。なお、普通科と理数科は一括して定員280人で募集されている。この状況は、被害生徒が入学した令和3年度から現在まで変化はない。

- (2) サッカー部は、平成8年度（1996年度）の全国高等学校サッカー選手権大会（以下「選手権」という。）に熊本県代表として初出場した。その後は、令和6年度（2024年度）までの29年間に19回熊本県代表として選手権に出場している。大津高校は、熊本県内はもとより、全国的にもサッカーの強豪校として認知されている。

このため、サッカー部で活動することを目指して大津高校を受験し、進学してくる者が多い。

令和3年度から令和6年度までの全校生徒数及びサッカー部の部員数は、次のとおりであり、被害生徒が入学した令和3年度は全校生徒の4分の1強が、その後は約3分の1がサッカー部員であった。

	全校生徒	サッカー部員	比率
令和3年度	661人	176人	26.6%
令和4年度	628人	214人	34.1%
令和5年度	706人	238人	33.7%
令和6年度	813人	270人	33.2%

- (3) 令和3年度当時のサッカー部の練習は、部員を複数のカテゴリーに分け、大津町運動公園（スポーツの森・大津、以下「運動公園」という。）にある人工芝のサッカーコート2面及び大津高校の校庭の第1グラウンド（以下「グ

ラウンド」という。)を利用して行われていた。カテゴリーは、学年に関係なく、どのレベルの試合に出場するかによって分けられており、現在も同様である。

カテゴリーの分け方については、聴き取りをした者の述べる内容に多少の相違があったことから、本報告書では、運動公園のコートの1面で練習するトップチーム(最も高いレベルの試合に出場するチーム)をAチーム、運動公園のもう1面のコートで練習するグループをBチーム、大津高校のグラウンドで練習するグループをCチームと呼ぶ。

各チームの所属者は固定されておらず、随時入れ替わりがあったが、特定のチームに継続して所属する者も多かった。

大津高校から提供を受けた資料によれば、令和3年度において、Aチームは40～50人、Bチームは約40人の2グループ(合計約80人)で、そのほかの者はCチームに所属していた。

- (4) 令和3年度におけるサッカー部の指導者は、総監督1人、監督1人、コーチ3人、トレーナー1人、顧問2人であった。このうち、監督、コーチ2人及び顧問2人が大津高校の教員であった。顧問のうち1人は、実技の指導も担当していた。なお、大津高校では、部活動の運営に関わる教員を顧問と呼んでおり、監督及びコーチ2人もこの意味では顧問であったが、本項では、大津高校から提供を受けた指導者名簿記載の役職名に従い、上記3人を監督及びコーチと表記する。

これらの指導者で、前記A、B、Cの3チームを指導しており、被害生徒が所属していたCチームに対しては、コーチ、トレーナー及び実技指導をする顧問のうちの2人程度が交替で数十人の部員の指導に当たっていた。

練習の内容は、監督が指導するAチームの練習が最も実戦的かつ高度な内容であった。これに対し、Cチームの練習は、Aチームに比べればより基礎的な練習の域にとどまっていた。

3 サッカー部における「いじり」

- (1) 令和3年度当時、サッカー部では、「いじり」と呼ばれる行為が行われていた。

当調査委員会が聴き取りをした元部員は、ほぼ全員がサッカー部の中で「いじり」があったと述べていた。どのような行為を指して「いじり」というのか、必ずしも明確ではないが、多くの者が仲の良い者同士でのふざけあいと捉えていた。

- (2) 聴き取り調査の中で具体的に述べられた「いじり」の例として、次のようなものがあった。

ア 容姿などに由来するあだ名をつける。

イ 上級生(「上級生A」という。)が下級生に対し別の上級生(「上級生B」

という。)について容姿などに由来するあだ名を言わせ、その様子を動画で撮影して上級生Bに見せ、上級生Bが下級生を追いかけて回す。

ウ サッカーのプレイでの失敗や特徴を捉えて茶化す。

具体的には、オウンゴールをした者に対し「ナイスゴール」と声を掛ける、ゴールから離れた位置でもシュートを打つ者に対し入ると思えない程ゴールから遠い位置にいても「シュート打て、シュート打て」とはやす、などの例が挙げられた。

エ コーチに怒られた者がいたとき、怒られた後に、周囲の者が「ウェーイ、かもられたー。」などと言って茶化す。

オ 一発芸を求める。

聴き取り調査の中で、先輩が後輩に一発芸を求めることがあった、一発芸の例としては先輩や同級生の物まねをするなどがある、などの話があった。

(3) 聴き取り調査の対象者からは、「いじり」について、仲の良い者同士のじゃれ合いのように受けとめ、両者の間に「いじり」ができる信頼関係があれば許されると思っていた、などの言葉が聞かれた。

他方で、被害生徒の同級生からは、「いじり」は一部の者の間で行われ、全員が行っていたわけではない、「いじり」を断った者もいたが、断れない者もいた、先輩から後輩に対する「いじり」について、1年生のときは先輩から「いじり」を受けたが、自分が上級生になったときは、後輩に対し「いじり」をすることはなかった、との話も聞かれ、サッカー部のすべての部員が「いじり」を肯定的に捉えていたわけではなかった。また、卒業後に振り返ってみると、大津高校で「いじり」として行われていた悪ふざけはいじめであったと思うと述べる者もいた。

(4) 被害生徒も、1年生のときに、1学年上の上級生(2年生)から「いじり」を受けた。

具体的には、次のようなことがあった。

ア 被害生徒がサッカー部の練習に初めて参加した日に、2年生から一発芸をするよう求められた。この時2年生から一発芸を求められた1年生は数人いた。その後も、被害生徒は、2年生から度々一発芸や何か面白いことをするよう求められた。

イ 全然知らない物事で自分の名前を出され、そのことに関して謝るように言われたり、何かおもしろいことをやるように言われたりした。

ウ 目の前でスパイク入れを「自分がこれ貰おう。」と言って持って行かれ、スパイク入れは戻ってこなかった。

エ 体格の特徴から付けられたあだ名で呼ばれた。あだ名で呼ぶのは、ある程度特定の2年生であるが、時折それ以外の者からも呼ばれた。

(5) 被害生徒は、当初、2年生から前記(4)の「いじり」を受けた際、何と

かその場をしのいで対応していた。被害生徒は、2年生から一発芸を求められた際、断ろうとすると、2年生から「くそつまらんよ」などと言われることから、帰宅後に次に一発芸を求められたときのためにインターネット上で検索するなどして準備し、対応していた。しかし、被害生徒は、1年生の2学期の途中から、一発芸を求められることについて、練習に集中できない、うんざりする、嫌だ、などと思うようになった。

また、被害生徒は、1年生の2学期に、試合形式で練習をする際に、同じチームになった2年生から「お前今日はもう帰っていいよ。」「(体調が悪いよだから)ベンチにおっていいけん。」などと、被害生徒と同じチームになったことを不満に思っている趣旨を直接言われようになり、被害生徒としてはどのようにして乗り越えたらよいかわからず、苦痛であった旨述べている。

- (6) サッカー部の指導者(監督、コーチなど)は、サッカー部の部員間に「いじり」があることは認識していたが、「いじり」自体については特に問題視をしていた様子はいかがわれず、「やりすぎている場面を見聞きした際には、その都度、注意・指導を行う。」との対応をとっていた。

日常的には、ミーティングの際に「人の嫌がることはやるな。」「人に迷惑を掛けない。」などの注意をし、過度の「いじり」を認知したときには、練習後や朝練習の時間に行方者を呼んで個別に指導していた。

しかし、「過度」と認識しない「いじり」については、指導者において、日常的な状況の把握や「過度のいじり」に発展しないための対応等は、特にとられていなかった。

(7) 部員の特性

今回の調査において、令和4年1月当時の2年生について、やんちゃな学年であった、指導が入りにくい生徒がいたなどという認識をサッカー部の指導者や他の教員が有していたことが認められた。そうした認識を抱かせる原因が何であるかを特定することは困難であるが、対人関係のとり方が苦手である、他者がどのように感じているのかの理解が困難であるなどの様々な個性や特性を有する生徒が複数おり、これが顕在化していた可能性が考えられる。また、サッカー部は部員数が多いことから、サッカー部の中にもこうした個性や特性を有する生徒が一定数存在していた可能性は否定できない。

4 オリンピックセンターでの出来事

- (1) サッカー部は令和3年12月28日～令和4年1月10日に開催された第100回全国高等学校サッカー選手権大会(以下「本大会」という。)に出場した。

サッカー部は、12月29日(1回戦)、12月31日(2回戦)、1月2日(3回戦)、1月4日(準々決勝)、1月8日(準決勝)、1月10日(決勝)と勝ち進んで、最終結果は準優勝であった。

- (2) 本大会において、サッカー部の部員は、ベンチ入りメンバー及びサポートメンバーと応援団を構成するそれ以外の者とは分かれて行動していた。被害生徒は、応援団に属していた。

応援団の部員は、12月28日夕方に熊本を貸切バスで出発し、12月29日から1月5日までは千葉県内のホテルに宿泊し、その後1月5日から1月8日までは東京都内の国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「オリンピックセンター」という。）に宿泊し、1月8日の夜は再び千葉県内のホテルに宿泊し、1月9日の夜はオリンピックセンターに宿泊した。1月10日の試合（決勝）終了後、その日の夕方に熊本に向けて貸切バスで出発し、翌11日に熊本に到着した。応援団の部員は、熊本に到着した後も、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策として、さらに2泊ホテルに滞在した。なお、千葉県内のホテルでは2人部屋、オリンピックセンターでは4人部屋であり、いずれも同部屋となったのは同級生のみであった。

- (3) 本大会の試合に出場するベンチ入りメンバー等は、応援団とは別の宿泊施設に宿泊しており、監督、コーチ等のサッカー部の指導者は、ベンチ入りメンバー等と同じ宿泊施設で宿泊していた。応援団には、普段サッカー部に関わりのない教員数人が交替で付き添っていた。

当時、新型コロナがまん延していたことから、応援団の部員の行動については、外部との接触を極力避けることが最も重要視されていた。このため、応援団に付き添った教員の注意は、部員が宿泊施設から不必要な外出をしないことに集中的に向けられており、教員による宿泊施設内の部員の部屋の見回り等はされていなかった。

応援団の部員は、原則として宿泊施設から出ることができなかったものの、他校との練習試合を実施したり、近隣を散歩したり、教員が引率してバスで江の島に行ったりして、外出することはあった。宿泊施設内で部屋の行き来は自由に行われていた。

次の(4)の事案が発生したのは、オリンピックセンターに宿泊したいずれかの夜であった。

- (4) 被害生徒が自室で過ごしていたところ、同級生から、同級生の部屋に来るよう呼ばれた。その同級生の部屋には、同級生数人のほか、上級生（2年生）数人がいた。被害生徒は、上級生の一部から「あだ名をつけたのお前なの。」などと言われた。被害生徒は、身に覚えがないことであつたことから、上級生に対して「言ってないです。」と回答した。しかしながら、上級生が謝罪を求め続けたことから、場を収めようと当該上級生に対して謝ったが、上級生から、土下座することを求められ、被害生徒が土下座しようとする、上級生からさらに全裸になるよう求められた。被害生徒が拒否すると、上級生から「いいのねそれで。」等と言われた。被害生徒は、意に反して全裸になり土

下座せざるをえなくなり、全裸になり、土下座をした。被害生徒が全裸になった状態をスマートフォンで撮影する者もいた。同級生で動画を撮影していた者がいたが、その同級生は、上記2年生の行為を行き過ぎたものと感じ、これを記録として残すために撮影した模様である。上級生が先に部屋を出て、被害生徒は、服を着て、自室に戻った。被害生徒は自室に戻り、そのベッドで泣いていると、同級生から泣いている理由を聞かれた。被害生徒が、同級生に事情を説明した。当該同級生は、上記動画を撮影した同級生に言って動画を消させるなどした。また、被害生徒が入浴中に泣いていたところ、別の同級生が気づき、事情を聴いた。被害生徒が事情を説明すると、当該同級生は、被害生徒に対して、教員に事情を話しに行ったり、上級生に写真を消すよう言いに行ったりすることを提案したが、被害生徒はそのようなことはしなくてよい旨回答した。

前記被害生徒についての事案（以下「本件事案」という。）が発生した前後において、上級生が1年生に対して、「先輩の特徴を馬鹿にしろ」と指示したうえで、1年生が上級生の特徴を揶揄する言動を行っているところを動画で撮影し、当該動画を揶揄した対象の上級生に送り、当該上級生を怒らせ、1年生をパンツ姿で土下座させるということもあった。

- (5) 本大会が終わり、3学期が始まると、被害生徒と同じクラスの生徒の一部が、サッカー部でない者も含めて、被害生徒が全裸になったこと等を知っていた。しかし、被害生徒と同じクラスの生徒には、このことで担任など学校側に相談した者はいなかった。

被害生徒は、3学期になって、数回程度サッカー部の練習に参加したが、その後参加しなくなった。練習に参加しなくなった理由は、被害生徒としては、全裸にさせられたことを恥ずかしく、屈辱的に感じている状態の中で、全裸にさせた者たちが一番上の学年になって新チームの練習が始まり、その状態が何日か続くうちに気持ち悪くなり、全裸にさせた者たちの顔を見たくないと思い始め、体調を崩して熱が出るようになったためとのことである。

5 その後の状況

(1) 身体症状について

被害生徒には、1年生3学期から腹痛、下痢、嘔吐、微熱の症状が発現し、2年生になった後も腹痛による下痢・嘔吐症状が継続し、欠席、欠課することがあった。2年生時に同じクラスの同級生から、症状と名前を組み合わせたあだ名で呼ばれることがあった。

被害生徒の症状は、2年生途中から徐々に改善傾向となり、3年生になると相当程度改善した。

(2) 医療機関の受診について

被害生徒は、2年生の1学期までに、下痢・嘔吐の症状のため2箇所の診

療所を受診し、その後消化器外科等のある病院を受診して検査を受け、検査の結果過敏性腸症候群か潰瘍性大腸炎の疑いとされた。その後、上記病院で定期的な受診と服薬を継続し、2年生後半からは服用する薬の種類や量が減り、3年生の1学期に2回程度上記病院で受診し、受診を終えた。

(3) 家庭、生活状況について

被害生徒の保護者は、2年生の担任からの連絡を受け、1年生3学期から被害生徒に休みが増えてきている状況を知った。

被害生徒に対しては、担任と学年主任が被害生徒の住むアパートを訪れて様子を確認したり、学年主任がおかゆなど軟らかい食事を準備して登校を促したりした。

また、2年生1学期の途中からスクールソーシャルワーカーも被害生徒に関わるようになり、保護者等と連絡をとるなどした。その結果、被害生徒は、2年生の夏休みに一人暮らしのアパートを引き払い、以後は家族のもとから通学するようになった。

(4) サッカー部の状況について

被害生徒は、1年生3学期に数回練習に参加した後、サッカー部の練習に参加しなくなった。2年生時は、練習に参加できる体調でないなら入部届を出さない方がよいのではないかと担任の助言を受け入れ、サッカー部への入部届を出していなかったが、2年生12月ころ、サッカー部の監督に対しマネージャーとしてでもいいのでサッカー部に復帰したい旨を相談した。

被害生徒は、3年生4月にサッカー部への入部届を提出し、1学期途中監督に対し復帰したい旨を伝えたところ、監督も了承した。被害生徒の認識としては選手としての復帰であったが、監督としてはマネージャーとしての復帰という認識であった。被害生徒は、3年生1学期の終業式があった日（令和5年7月21日）に、トレーナーに対して選手復帰のための復帰走を申し入れ、復帰走を行った。被害生徒の認識としては、復帰走のタイムをクリアできれば選手として復帰できるというものであったが、監督は、被害生徒をマネージャーとして認識しており、選手としての復帰は想定していなかった。復帰走後、被害生徒は、監督から、仮に復帰したとしてもサッカーができる体格ではないこと、監督が怪我をした責任を取ることなどの話をされた。さらに、監督は、被害生徒に対して、腕立て伏せを30回してみるよう指示し、被害生徒が腕立て伏せを行ったところ途中で終了させた。監督としては、被害生徒の身体が復帰できる状況でないことを理解させるためという認識であった。

被害生徒は、その日、帰宅時に家族運転の車の中で、保護者に対して1年生の本大会時に全裸で土下座したことを報告した。

6 大津高校の対応

令和5年7月24日、すでに予定されていた担任と被害生徒及び保護者との三者面談の後、被害生徒及び保護者は、担任及び生徒指導主事に対し、令和4年1月のオリンピックセンターで受けた本件事案について説明した。

令和5年7月25日、副校長等が被害生徒宅を訪問した際、被害生徒及び家族がいじめに関する調査を希望した。

その後、大津高校は、被害生徒を含めた関係者から聴き取りをするなどして調査を行った。

令和5年9月1日、本件事案があった部屋にいた生徒が被害生徒に謝罪し、そのことを被害生徒の保護者に連絡した。同日、被害生徒の家族が教育委員会に連絡して相談を行い、これを契機に教育委員会が本件事案を把握し、大津高校に問合せを行った。

大津高校は、その後も関係者からの聴き取りをするなどして調査を継続し、被害生徒との連絡等も行った後、令和5年9月29日付けで、教育委員会に対し、本件事案が認められ、これがいじめと認定できる旨の調査報告（いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の発生報告）を行った。

7 大津高校の取り組み

大津高校では、以前から「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されていたが、本件事案に関しては、いじめの未然防止の点でも、いじめの相談・通報の点でも、十分に機能しなかったといえる。

基本方針では、大津高校内に設置されたいじめ防止等対策委員会がいじめの相談・通報の窓口としての役割を果たすこととされていたが、実際には十分に機能しておらず、生徒らに相談・通報の窓口として認知されていたかどうか不明である。

基本方針には、いじめの未然防止の取組として、人権教育、「心のきずなを深める月間」などがあげられているが、一般的な人権教育や「いのちを大切にする心の教育」などの一部としていじめの問題を位置付けている感をめぐえず、いじめに特化した取り組みが十分にとられていたとは認めがたい。

また、基本方針には、いじめの早期発見の取組として、アンケート調査・個別面談、スクールカウンセラー相談窓口の周知、校内研修（職員研修）などがあげられているが、アンケートの実施は他校においても同様に行われているもので、スクールカウンセラーも一般的な相談窓口に過ぎず、職員研修もいじめに特化した研修がどの程度行われていたか疑問が残る。

大津高校は、本件事案の発生を受けて以下の取り組みを実施した。

（1）面談の実施

令和5年度中、サッカー部の部員を対象として、実技指導を担当する顧問（監督及びコーチを含む。）による面談並びに担任及び副担任による面談をそれぞれ実施し、悩みや不安、要望などを聴き取った。

さらに寮生及び下宿生に対しては、実技指導をしない顧問によって面談を行い、生活に関する悩みや要望について聴き取った。

令和6年度は、従来から行われている担任及び副担任による面談のほか、サッカー部の顧問によって部員全員を対象とした面談を行い、併せて教育相談部職員により寮生及び下宿生を対象とした面談を行っている。

(2) スクールロイヤー（弁護士）による講話

令和5年度中に、スクールロイヤーによるいじめ予防授業をサッカー部員及び職員を対象として1回、加えて全校生徒を対象として1回行った。

令和6年度には、スクールロイヤーによる全校生徒を対象とするいじめ予防授業を行い、職員を対象とする研修も行った。

(3) 大津高校の教員による働きかけ

令和5年度中、校長から全生徒に対し、いじめについて話をする場を設けた。また、始業式、終業式の節目には校長、生徒指導主事から定期的に訴える場を設けている。

副校長は、タブレットやスマホから見ることができるクラスの生徒たちの情報共有のツールの中にサッカー部のみのグループがあり、そのグループに対して、思いやりの心を育む内容をコラム的に毎日メッセージとして発信している。

(4) 校内での相談窓口の設置

生徒全員が持っているタブレットを利用し匿名で相談できるツールを作成した。サッカー部の部員を対象としたものと全校生徒を対象としたものの2種類を導入し、相談先は教育相談部長及び人権教育主任とし、サッカー部の顧問は見ない形式で運用されている。

(5) サッカー部の顧問の増員

令和6年度にはサッカー部の顧問を10人に増員し、顧問10人、コーチ4人、トレーナー3人の体制でサッカー部の運営に当たっている。

顧問は、サッカーの経験がある教員が3人、それ以外の教員が7人で、サッカーの経験のない7人の顧問は、部員一人一人に対する心理的サポートを目的に配置されている。顧問間の情報共有に関しては、グループ化し書き込みができるツールを活用して、試合の状況や日頃の様子、頑張りを共有するようにした。

第3 調査結果

1 認定したいじめ行為

いじめ防止対策推進法第2条第1項は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦

痛を感じているものをいう。」と定義している。

前記第2の4（4）のとおり、被害生徒は上級生から指示されて複数の生徒がいる前で裸になって土下座をさせられているが、被害生徒が受けたこの行為は、被害生徒がその直後泣いていること、被害生徒において通常同意するはずのない行為であることなどからして、上記のいじめに該当する。

2 重大事態該当性

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」につき、その事態を重大事態と呼び、これを受けて策定されたいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）では、別紙において各教育委員会等で重大事態と扱った事例が例示されているところ、その中には「多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。」との事例が挙げられており、この事例については「通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。」と注記されている。

本件において、被害生徒は複数の生徒がいる前で裸になって土下座をさせられており、上記の事例と同様に、心身に重大な被害が生じたと考えられる。したがって、被害生徒が受けた前記1のいじめを重大事態と認定するのが相当である。

3 「いじり」について

前記第2の3で述べたとおり、令和3年度当時、サッカー部では「いじり」と呼ばれる行為が行われていた。

被害生徒も、サッカー部において前記第2の3（4）で述べた「いじり」を受けていた。

この「いじり」については、「仲の良い者同士でのふざけあい」と捉える者もいたが、他方で、サッカー部のすべての部員が肯定的に捉えていたわけではなく、前記2の重大事態に該当するようなものではないにしても、状況次第ではいじめに該当する可能性があるものも含まれていたといえる。

そして、この「いじり」は、その対象となった生徒がどのような感情を抱くかという点に思いが至らないまま行われていた側面があり、他者に対する配慮に欠けた部分があった。また、それが日常的に繰り返されることで、「いじり」を行う側の「いじり」を受ける側に対する思いや配慮をますます欠く状況を醸成する結果となり、これが前記1の本件のいじめの遠因ないし原因となった可能性を否定できない。

4 大津高校の本件への対応

大津高校において、サッカー部の部員数は、本件いじめがあった令和3年度において176人であり、全生徒数の26.6%を占めており、全国でも屈指の人数であった。

令和3年度当時、サッカー部の部員間で「いじり」が日常的に行われており、その中にはいじめに該当する可能性があるものも含まれていたと考えられる。指導者は、「過度のいじり」と認識したものについては、個別に注意・指導をしていたようだが、部員においても、指導者においても、「いじり」について、「もはやいじめではないか」、あるいは「いずれいじめにつながるものではないか」といった視点で受け止めていた様子が見えぬ。これは、いじめについての部員に対する教育・指導等が不十分であり、また、指導者に対してもいじめに対する知識・対応技能等を習得する機会が十分でなかったためであると考えられる。

また、サッカー部において、いじめの相談窓口は設置されておらず、そのほか大津高校において組織的にいじめを認知する仕組みが機能していたとは認められず、大津高校及びサッカー部におけるいじめの相談等の体制は不十分なものであったというほかない。

大津高校は、本件いじめが発生してから約1年半後に被害生徒及びその家族からの連絡により本件いじめを認知した。それ以前に、1年生時以降の被害生徒の体調不良に対しては大津高校側で対応していたものの、その過程で被害生徒から本件いじめの相談等がなかったとはいえ、より早期に認知ができなかったことについては、前記のとおりいじめに対する教育・指導等の体制及び相談等の体制の不十分さに起因するものと考えられる。本件いじめほど酷い態様のものについて大津高校側が早期に把握できなかったこと自体大きな問題であって、被害生徒本人からの申し出がなかったからといって正当化できるものではない。

また、大津高校は、本件いじめの認知後夏休み期間中に、関係者や生徒への聴き取りなどの調査を行ったうえで、2学期が始まった日に加害生徒でなくその場にいた生徒に謝罪させるといった対応をとった。その間、大津高校は、教育委員会への報告又は連絡を行っておらず、前記謝罪があった日に被害生徒の家族が教育委員会に連絡をして相談したことで教育委員会が本件事案をはじめて認知するに至った。いじめの事実の有無の確認のために一定期間調査が必要であるとしても、裸になって土下座した事実は多くの生徒が供述していたのであるから、本件事案がいじめの重大事態に該当する蓋然性の高いことは、調査の早い段階で十分に判断できたと考えられる。大津高校は、より早期に本件事案を認知したことを教育委員会に連絡すべきであった。このような大津高校の対応も、被害生徒側に不信感を抱かせるものであった。

第4 提言

1 大津高校及びサッカー部の特色を踏まえた対応をすること

- (1) 大津高校のサッカー部には、中学生までは所属するチームや居住する地域では技量の高い選手として認められ、全国大会に頻繁に出場する大津高校サッカー部で活躍することを夢見て入部する選手がほとんどであると思われる。

しかし、実際にサッカー部に入部した後Aチームに所属して全国大会に出場できる選手は一部であって、多くの生徒は進学した当時抱いていた夢を実現できない状況にある。学校内のグラウンドで練習する生徒、特にその中の2年生は、そのような状況にあると考えられる。

このような状況は、一方で悩みを抱えた生徒が多数存在することをうかがわせるが、他方で、はけ口を求めて他の生徒へのいじめなどに走る生徒が現れることも容易に予想できる。

その意味では、サッカー部は、いじめが発生しやすい状況にあるといえる。

サッカー部の指導に当たっては、サッカー部がこのようにいじめが発生するリスクの高い集団であることを十分に認識し、一般的ないじめ防止対策にとどまらず、集団の特色に応じた対応をとるよう具体的な工夫が望まれる。

- (2) また、大津高校自体、全校生徒中にサッカー部員が占める割合が高いことから、高校全体としても、いじめが発生するリスクの高い集団であるといえる。

高校全体としても、前記(1)でサッカー部について述べたところと同様に、このような集団の特色を十分に認識し、集団の特色に応じた対応をとるよう具体的な工夫が望まれる。

- (3) なお、令和3年度における176人の部員を実働6人程度で指導するというサッカー部の体制は、明らかにマンパワー不足であり、指導者の目の届かないところでいじめが起き、また、いじめが起きたときにこれを把握できない可能性が高いといえる。

もともと、公立高校の部活動であるという性質上、指導者を増やすにしても限界があり、入部希望者を制限することも相当でないと考えられることから、当調査委員会としては、この点について具体的な提言をすることは控えるが、サッカー部及び大津高校の双方において、この点を自覚し、いじめの起きやすい集団であること、いじめが起きたときに把握しにくい集団であることを常に念頭に置き、いじめ防止対策に取り組むことを求める。

上記のマンパワー不足という点については、本事案発覚後、大津高校は、サッカー部の顧問を10人に増やしている。しかし、聴き取りをした元サッカー部員の中には、悩みの多くはサッカーに関することであるため、サッカーの経験がない教員には悩みを相談しにくいと発言した者もあり、顧問の人

数を増やすことがいじめ防止のためにどの程度機能するか疑問が残る。顧問の人数を増やしたことは必要な対応であったと考えるが、これが形骸化することなく、実際に機能するよう、不断に検証し、改善の努力を継続することを望む。

2 生徒の特性を意識した対応をとること

本件の調査中、複数の指導者等から「指導が入りにくい生徒がいた。」との発言があった。しかし、その発言は、体験的な印象にとどまり、その要因を探求し、その要因に応じた指導を行おうとしているものと受け取ることはできなかった。

サッカー部の部員数は、令和3年度で176人、令和4年度以降は200人を超えている。このように大きな集団になれば、対人関係のとり方が苦手である、他者がどのように感じているのかを理解できないなど、様々な個性や特性を持った部員が一定数所属することになる。部員に対する指導も、このような個性や特性に応じて行われなければ、その実を上げることができない。

そのためには、指導に当たる者が、生徒の特性に対する知識やこれに対応するスキルを身に付ける必要がある。指導者に対するこのような観点からの研修が不可欠であり、その研修においては、生徒の特性の把握や特性に応じた教育的配慮や指導のあり方について、心理学、精神医学等の専門知識を踏まえた研修を行うべきである。また、その研修は、1回で済ませることなく、指導者の知識やスキルを常にアップデートするという観点から、継続的に行われるべきである。

3 いじめの情報を早期に獲得できる体制を構築すること

- (1) 従来、大津高校では、1年に3回全校生徒を対象としてアンケートを実施し、アンケート実施後にいじめの防止等対策委員会を開くなどしていたが、これらの方策は、いわばどの学校でも実施していることにとどまっているといえる。

しかし、前記1の(1)及び(2)で述べたとおり、大津高校及びそのサッカー部は、いじめが発生するリスクが高い集団であり、いじめ防止対策をとるに当たっては、この点の認識に基づき、一般的な対策で満足してはならない。

- (2) いじめ防止対策としては、まず、いじめ又はこれにつながりかねない事情が生じた場合、できるだけ早期に把握する必要がある。これについても、前記(1)の観点から、大津高校及びサッカー部の実情に即した方策を工夫すべきである。

大津高校では、本事案発覚後、生徒全員が持っているタブレットから匿名で書き込みができるツールを作成し、サッカー部員に対しては、1年に2回

面談を行うなど、新たな方策をとっている。匿名で書き込めるツールについては、実施後、サッカー部員からも、そのほかの生徒からも、いじめ以外のものも含めてではあるが相当数の書き込みがあり、一定の効果は上がっていると評価することができる。

もっとも、以上の方策で十分であるかは、今後の経過を見守る必要がある。

4 生徒に対するいじめ予防教育を強化すること

- (1) 本事案では、被害生徒が1年生の1月にいじめの被害を受けたが、3年生の7月に被害生徒から担任への申告があるまで、大津高校においていじめの事実を把握していなかった。

同級生の中には被害生徒に対し教員等に相談することを提案した者もいたが、被害生徒が上級生からの仕返しを恐れ、「その必要はない」と言ったことから、教員等に相談することはなかった。

- (2) 本事案が発生してから約1年半の間学校側が把握できなかったということは、「いじめを許さない。」という考えが生徒間に十分に浸透していなかったことをうかがわせる。

いじめを早期に把握し、重大なものになる前に対処するためには、生徒らにおいていじめが発生したときにそれをいじめと認識できる正しい知識を身に付け、「いじめを許さない。」という強い意識を持つとともに、いじめを申告した際に申告した者やいじめを受けた者に不利益が及ばないような体制づくりが必要である。

- (3) 本事案発覚後、大津高校では、スクールロイヤー制度を利用し、毎年いじめ予防授業を行っており、その点は評価することができる。しかし、令和5年度も、令和6年度も、全校生徒に対するいじめ予防授業は、12月に実施されている。全校生徒に対しいじめに対する正しい知識や「いじめを許さない。」との意識を強く持たせるためには、学年が始まってできるだけ早期にいじめに対する理解を促し、「いじめを許さない。」との意識を喚起する授業や講話などを実施すべきである。本事案を経験した大津高校においては、少なくとも1学期の間にこのようないじめ予防授業等を実施することが望ましい。

5 サッカー部の状況について事前に十分な情報を提供すること

- (1) サッカー部に入部する生徒は、全国大会等での活躍を夢見て入部してくるが、Aチームでプレイできる者は限られている。練習の内容も、A、B、Cの各チームでかなり異なっており（Aチームが最も実戦的で高度な内容である。）、さらにCチームに所属すると、練習場は学校のグラウンドで、人工芝のコートで練習することができない。

また、サッカー部に寮があっても、寮に入ることができる人数が限られて

おり、寮に入れない生徒は、下宿したり、アパート等を借りたりして生活しなければならない。

ところが、現在の天津高校のホームページなどを見ても、寮に入ることができる人数に限りがあること（部員総数に比べてかなり少ないこと）や、部員全員が人工芝のコートで練習をしているわけではないこと、所属するチームによって指導・練習内容が大きく異なることなどは、明確でない。

(2) 天津高校に進学し、サッカー部に入部した後に前記(1)の事情がはじめて分かった場合、その部員は、不満や不安、不安全感や焦燥感に襲われ、精神的に不安定になることが予想される。多くの部員は親元を離れて暮らしていることから、親に相談することもできず、その不安定さを抱えたまま、「いじり」などにはけ口を求め、さらにはいじめに発展するなど、好ましくない行動をとる原因となりかねない。

(3) このような事態を避けるためには、みずから情報を求めてきた者に対して情報を提供することにとどまらず、サッカー部の側から積極的に、高校入試前の段階で、サッカー部のありのままの情報を（良い情報だけでなく、前記(1)で述べたような情報も）正確に伝えることが望ましい。例えば、入試前に説明会を実施する、ホームページ等を利用して情報を発信する、入部希望者に対して普段の練習（チームごとの練習内容、それぞれの練習環境）を見学させる、などが考えられる。

特に、自宅から通学できない生徒の住環境の問題とチームごとの練習内容や練習環境の違いについては、十分な情報発信が望まれる。

6 対応を継続し定期的に検証すること

以上の1から5までの提言に関し、さらに求めたいことは、それぞれの対応を継続し、定期的に検証することである。

公立学校の場合、定期的な人事異動があるため、教員等の構成が常に変化する。本件発覚当時在籍した教員等にいじめに対する強い危機感や高い意識が生じたとしても、時間が経過し、構成員が変化することによって、これが薄れる危険性がある。

前記1(3)や3(2)に記載した天津高校のとった方策については、漫然と継続することなく、少なくとも1年に1回程度は、本件事案が発生したとの事実並びに天津高校及びサッカー部がいじめの発生するリスクの高い集団であることを想起し、その方策が十分に機能しているか、より実効性の高い方策はないか、などの観点から、検証を行うことを求めたい。

7 教育委員会に対して

(1) これまで、サッカー部及び天津高校に対する提言を述べたが、その内容には、サッカー部又は天津高校のみでは実現困難なものもある。

教育委員会においても、前記1の（1）及び（2）で述べたサッカー部及び大津高校がいじめの発生するリスクが高い集団であることを認識し、人的物的環境の整備、教員等に対する研修の実施等について、大津高校に対し、必要な援助、支援を行うよう求める。

- （2）本調査委員会は、大津高校及びサッカー部に対し、前記1から6までの提言をしたが、教育委員会に対しては、これらの提言が大津高校及びサッカー部において実行に移されているか、その実施状況を定期的に検証し、不十分な点があれば改善を促し、より実効性の高い方策が考えられるときはその旨助言するなどして、再発防止の実現を援助するよう求める。

以上